

『日本靈異記』における「善悪両報譚」の構造

佐原 作美

一、はじめに

平安朝初期に成立した『日本国現報善悪靈異記』⁽¹⁾（以下、『日本靈異記』と略称）は、その書名が示すように、仏教思想の因果応報観に基づいた説話を中心に構成されているが、その撰述の目的はその序文によって知ることが出来る。それは、上巻の序文の末尾に言う「諸悪莫作、諸善奉行」に集約出来ると言えよう。それと言うのも世の中の人々の行業を見渡した時、この編者である薬師寺の僧景戒の目に映ったのは、身分の上下や地域に関係なく悪業を働く者たちの姿であったろう。それらを目の当りにした時の強い危機感がこうした文言となつて表出されたのであろう。かくしてかかる者たちの悪業を思い止まらせ、かつ善業に赴かせるにはどうするか、ことの重大性緊要性を感じ取つた編者は、その方法として「因果の報を示し」て「悪心を改めて善道」（同序）に導く以外に道はないとし、唐の『冥報記』や『般若験記』の作例に倣つて著したのがこの『日本靈異記』だという。そして編者の願うところは、中巻の序文の末尾に言う「仏性の頂に登り、普く群生に施し、共に仏道を成ぜむ」ことであり、また、下巻の序文の末尾に言う「庶はくは、地を掃ひて共に西方の極樂に生れむ。」ことだという。かくしてかかる意図目

的のもとに成る三卷の一一六話は自ずから因果応報を内容とするものが中心をなしているのが知られる。ところで、各話の内容主題を示して付された表題を見ると、「現報」や「悪報」や「奇事」などをはじめ多種多様な表現が見られる。そうした中で表題に「善悪報」とうたうものが少数ながら見出される。これは「現報」や「悪報」とは明らかに異なるものであることから、それら二者とは主題的にも構造的にも異なるものとする認識のもとにかく表出されたものであらうと思われる。そこで本稿では、かかる「善悪報」と表記されるものを便宜上「善悪両報譚」として捉え、それらは説話の構造上どのような特色を有っているかを見ていきたい。

一、対象と内容

表題の中に「善悪報」の表記をもつて成るものを抽出すると次の四話がある。その表題を記すと、

- (1) 中巻 依_レ漢神崇_レ殺_レ牛而祭又修_レ放生善_一以現得_レ善悪報_一縁 第五
 - (2) 中巻 依_下不_二布施_一与_中放生_上而現得_レ善悪報_一縁 第十六
 - (3) 下巻 重斤取_二人物又写_レ法花経_一以現得_レ善悪報_一縁 第二二
 - (4) 下巻 用_二寺物_一復將_レ写_二大般若_一建_レ願以現得_レ善悪報_一縁 第二三
- などである。

次にそれら各話（以下、表題を、中五・十六、下二二・二三と略記。他も同じ。）の内容を見るとおおよそ以下のようになっている。

(1) 中五は、聖武のみ世に、摂津国東生郡撫凹村なでくぼの富人の某家長は、七年間毎年牛を殺して漢神を祭った後重病を患うが治らない。家長はその原因は殺生業にあると考え、齋戒を受けて放生を行う。七年後に命終し、九日後に蘇生を得て語るには、はじめ七人の非人に冥土に連行されて閻羅王の前で牛に殺されかけた時、千余人の者が出

現し助けつつ、殺生の罪は漢神にあつて家長にはないと弁護。閻羅王の裁決によつて蘇生を許されたが、助けられたのは実は家長が生前放生した者と分つたという。その後三宝に帰信し放生につとめ九十余歳で没したという。その末尾に『鼻奈耶經』や『最勝王經』に説かれている通りだ、と言つて結ぶもの。

(2) 中十六は、聖武のみ代に讃岐国香川郡坂田の里の富人綾君夫婦は、極貧の老夫婦に食物を施しつつ、召使たちにも功德になるとして施食を命じる。しかし物惜しみする某召使は、施食をすると農作業に支障を来すとして拒否。後に海に釣りに行つた折、蠣十貝を持った男と出会い米五斗で買い取つて放生。その後、他の召使いと共に薪取りに行き松の木から落ちて死ぬ。その七日後に蘇生して妻子に語るには、法師と優婆塞十人に立派な宮殿に連れられながら、この十人は先に放生された蠣であると言げられる。また、宮門で額に角を生やした者に殺されかけた時、それらに助けられたりする。さらに、飢渴のあまり口から火炎を出したのは老夫婦への施食を拒否した報いであると知らされ、気が付いたら蘇生していた、と妻子に語る。最後に、「善惡の報無きにあらず」と結ぶもの。

(3) 下二二は、信濃国小県郡跡目の里の他田舎人蝦夷は資産家の上、私出挙の出納の際に大小二種の秤を使い分けして不法利益を得ていた。また『法花經』を二度写し講読と法会を行つたが、三度目の写經をし供養しない内に宝龜四年四月下旬に急死する。その七日後に蘇生して語るには、冥土の使者四人に連れられ、『法花經』を書写した者が渡るといふ橋を渡つて閻羅王の前に至り、熱した鉄柱や銅柱を当てられる。そこに三人の僧が現われ、『法花經』を三部写したとはいへ、出挙の折りに大小二種の偽りの秤を用いて不法利益を得た報いとして召換した。来た道を通つて帰れ、と言われて蘇生した、という。その後は一層信心を發して講読供養したという。最後に、このように善惡の報は消えないのだから、一心に善を作り決して惡を作るな、と結ぶもの。

(4) 下二三は、信濃国小県郡嬢の里の相伴連忍勝は、同族と共に氏寺を作り、『大般若經』書写を發願して物品を集め、剃髮受戒して寺に住んだ。後に檀越に殺されたが五日後に蘇生して親族に、冥土の使者五人に連れられ、沸騰する湯釜に投げ込まれたが、釜は即座に冷えて四つに割れて助かる。そこで、僧に何か作善をなしたかと問われ、『大

般若経』六百巻の書写を発願したと答えると、発願修道の善業はあつても、寺に常住の折に寺物を私用したが故に今の報がある。蘇生して発願を果し、寺物を償えと言われて蘇生したと語る。最後に、『大般若経』を引用して一文たりとも盗んではならないと結ぶもの。

これら四話の内容を見ると、各話とも、その主人公である同一人物によつて善悪の両業を行つてゐることで共通し、その場合でも悪業を先に行ひ、その後で善業を行うという点においても共通すると言える。ところで『日本靈異記』全話の中で、同一人物が善悪の両業を行つたことを中心に展開する説話は、この四話以外にも幾つか見出される。たとえば、「僧用_二涌湯之薪_一而与他作_二牛役之示_三奇表_一縁」と題される上二十がある。内容は、延興寺の僧惠勝が『涅槃経』をよく読む善僧であつたが、ある時、寺の薪を貧者であらう人物に与えたことが悪業とされ、死後に牛身転生の報を受けて労役をもつて償つていた折、観音の化身に値遇して救われ、苦役を免れたというものである。寺物私用の悪業が牛身転生の悪報をもたらし、『涅槃経』講読の善業が観音との値遇の善報をもたらすというもので、同一人物による両業の点ではそれらと類似するものの、表題には「示_二奇表_一」とされていることから、編者の目には「善悪報」と見る認識はなかつたものと思われる。また、「智者誹_二妬变化聖人_一而現至閻羅闕_二受_三地獄苦_一縁」と題される中七がある。その内容は、釈智光が僧行基に嫉妬して誹謗したことが悪業とされ、その報として疾病を病んで死に、冥土に堕ちて地獄巡りをする。が、生前に『盂蘭盆経』や『大槃若経』や『心槃若経』などの經疏を作るなど善業があつたとしてその報として蘇生を許される。その後行基のもとに行き許しを乞うたというものである。この釈智光の場合も善悪の両業があつてそれぞれの報を受けていることは共通するが、その表題においては「受_二地獄苦_一」の話として位置づけられたものとなっている。つまり、編者はこの話を「誹謗」の悪報譚として捉えたものであつて、同一人物による善悪の両業と両報が見られはするものの、その主題の設定としてはここに言う「善悪両報譚」としては見られていないと言えよう。従つてこれらはその対象から除かれることとならう。なお、『日本靈異記』の中には、生前の悪業によつて死後に悪報を受けて苦しむ者を救済するために、追善供養として生

存者による善業が行われその善報として救済されるというものがかなりある。一話の中での両業と両報とが見られるという点では類似するが、しかしここに言う「善悪両報譚」とはあくまでも同一人物によるものであつて、その点から見てもそれらはこの対象とはならないと言えよう。以上のことから前述の四話をもとに以下少しく管見を加えて行きたい。

二、説話の構造

以上のような内容から成る「善悪両報譚」であるが、広く説話一般を通観するに、説話はある種の事件や話題を他者に語り伝えようとするとところに成立し、さらに広がりをもって伝承されて行くものであると言える。そこで各話を成り立たせている事柄、あるいは骨子としての要素を求めると、全体に共通して見られるものとして、まず、語られる説話がいつの頃かを示す年代、どこでの話かを示す地域、一話の主人公とその行為と結果、そして最後に一話の結びとしての批評、などを挙げる事ができる。かかる事柄を骨格として、必要に応じて肉付けされたり、あるいは要件の順位を変えたり、あるいは一部加減されたりなどしながら構成されていると言えよう。

そこで、説話を構成するこれらの要素をもとに、この「善悪両報譚」の構造上の特色を見ていきたい。

(1) 年代と地域

はじめに説話の語る年代を見ると、中五と中十六は聖武天皇の御代のこととし、下二二は宝龜四年四月下旬、下二三は同五年三月のこととする。前二者は在位二六年に及ぶ聖武天皇在位中のことと大まかであるのに対し、後二者は年月まで詳述するなど対照的である。説話年代を御代の時とする一方、元号年と月日まで記すその手法は、『日本靈異記』の中に多く見られることであつてここに限ったことではない。

つぎに説話の現場として登場する地域を見ると、いずれも説話の主人公の居住地でもあるが、中五は摂津国東生郡撫田村、中十六は讃岐国香川郡坂田里、下二二は信濃国小県郡跡目里、下二三は信濃国小県郡嬢里などとなっている。これらを見ると四話ともより具体的に里名まで詳記していることで共通する。このように地名を里名まで詳細に記述するのは前述の年代の場合と同様、『日本靈異記』に広く見られる傾向と軌を一にするものである。このように具体的な記述にこだわる理由は、その説話が遠い世界のことや架空のことではなく、ごく身近なところで起つた事実であることを強調し、補強せんがためであろう。そうすることによって同時に、臨場感を高める効果も得られると考えられたのである。かくして説話の享受者をして十分な説得力をもつとともに、ひいては享受者による次なる行動を導き出す糸口となる可能性をも秘めることもなろう。説話は目的をもつて語られることを考えると、編者の脳裡にはかかる効果をもくろむ意図があつての記述ではないかと推測される。

(2) 主人公と業報

つぎに一話の主人公の人物像について見てみよう。

中五は富裕な某家の長、中十六は富裕な夫婦に雇われている使用人、下二二は在地の財産家の他田舎人蝦夷、下二三は名族を思われる大伴連忍勝などである。これら四者を僧俗の別に見るといずれも世俗の男で共通し、僧尼や俗女は含まれない。また、このうち中十六の使用人以外はいずれも在地の財産家であることで共通する。特に下二三の大伴連忍勝はその姓氏からしても、社会的にも在地的にもそれ相応の地位と力を有する者と思われる。他の某家の長や他田舎人蝦夷にしても財産家とされていることから、いずれも在地の有力者のひとりであろう。また、中十六の使用人にしても、その雇用主の綾君夫婦は富人とされるなど、いずれも経済的に恵まれた環境にある人物たちである点で共通する。

次にこれらの主人公の善悪の所業とその報いとしての果報のありようを、前述の梗概をもとに見てみよう。まず、

中五の家長は、牛七頭を殺して漢神を祭る殺生の悪業を働き、重病七年の果報を受け、その反省から齋戒し放生すること七年。死後、悪報として冥界に堕ちるが放生の善報として九日後に蘇生を得たというもの。中十六の使用人は、主人が功德のためとして勧める翁姥への食物施与を拒否。一方、釣人から蠣を十貝買い取って放生。その後薪取りの折、松の木から落ちて死に、冥界に堕ちる悪報を受けるが、放生の善報として七日後に蘇生を得たというもの。下二二の他田舎人蝦夷は、私出挙に二重の秤を使い分けて不法に利益を得る一方、『法花経』を二度臨写し講読も完了。三度目の臨写もするが未供養の内に急死し冥土に連行される。そこで罪の自覚のないまゝに、私出挙の不法利得を宣告され、その悪報として地獄の炎熱苦を受ける。その後『法花経』書写の善報として七日後に蘇生を得たというもの。下二三の大伴連忍勝は、一族と共に氏寺を造り受戒して寺に常住し『大槃若経』の書写を発願。しかし実行せぬ内に檀越に殺害され、冥土に連行されて湯釜に投入される直前その釜が割れて助かる。そこで冥土の僧より、地獄に堕ちたのは修行と称して寺物を私用した罪報であり、湯釜の苦を免れたのは写経発願の善報であるから還って完成させ、かつ私用した寺物を償うこととして五日後に蘇生を得たというものである。なお、寺物の私用は特に重い罪として指弾されていることは他の例からも伺える。

以上、四者四様の善悪の業とその果報を見て来たが、それらを表にまとめると左の一覧表の如くである。

(一覧表)

巻話		主人公		善悪業		善悪報	
中五	家長	(悪) 牛七頭を殺し漢神を祭る (殺生)	(善) 殺生を反省し受戒放生 (放生)	七年間重病、死後墮地獄	死後九日目に蘇生		
中十六	使用人	(善) 蠟を買ひ取り放生 (放生)	(悪) 翁媪への施食拒否 (不施食)	墜落死し墮地獄	死後七日目に蘇生		
下二二	他田蝦夷	(善) 法花経写経 (写経)	(悪) 不法に暴利を得る (詐欺)	急死し墮地獄	死後七日目に蘇生		
下二三	大伴忍勝	(善) 大般若経書写発願 (写経)	(悪) 寺物を私用 (寺物私用)	殺害され墮地獄	死後五日目に蘇生		

また、悪業においての四者のその動機理由を見ると、中五の家長は崇りをなす漢神を祭るためであり、中十六の使用人は、施食すれば仕事に支障を来すという口実を楯に施食を拒否する。下二二の他田蝦夷は私出拳の出納に、大小二種類の秤を用いるなど、計画的確信的犯行であり悪質である。下二三の大伴忍勝は、受戒し修道して自ら建てた寺に住んだことが結果的には寺物私用の悪業に当るとされたもので、忍勝にとつては意外に思えたことだろう。おそらく作悪の認識はなかったろうと思われる。このように悪業への動機目的を見ると、下二二の他田蝦夷を除いた三者においては、積極的に行つたという意識は薄かつたと言えよう。しかしながら、悪業は悪業として断ぜられ、確実にその報を受けることとなるのである。そこで、それがどのようなものであるかを見ると、前述の如く、中五の家長は、七年間の重病とそれによる死の報を受ける。死後冥土に連行され苦報の実態を目の当りにするものであ

る。中十六の使用人の場合は、松の木から落ち死に、冥土に連行される。そこで殺されかかるといふ恐怖を体験するものである。下二二の他田蝦夷は何らの前兆もないまゝに急死する。かくて他と同様に冥土に連行され、炎熱地獄の苦報を六日間受けて止んだというもの。下二三の伴忍勝は寺の檀越に殺害され、冥土の使者に連行される。そこで湯釜に投げ込まれんとする恐怖を味わうというもの、などである。これらを見ると、ひとつの共通したものと見出される。つまり、悪報のありようとしては最初に死の報いがあるということである。その場合でも長期の重病や事故や殺害、あるいは突然死といったものであり、自然死などではなく非業の死であることで共通する。そしていづれも、死後冥土に連行され苦報を目の当りにしていることでも共通する。つまり、悪報としては、死そして墮地獄という二段構えによつてもたらされていると言えよう。

つぎに、善業とその善報を見ると、中五の家長と中十六の使用人はいづれも放生したことで共通する。下二二の他田蝦夷は『法花経』の写経であり、下二三の伴忍勝は『大般若経』の写経発願であるなど、この両者は写経で共通する。つまり、ここに見られる善業とは、放生と写経とがその柱となつていふ言えよう。つぎにその善業に伴う善報のありようであるが、中五の家長は、冥土にあつて放生したもののたちの報恩を受けて地獄苦を免れ、九日後に蘇生の報を得たというもの。中十六の使用人においては、冥土で首を切り殺された際に、放生した蠅に助けられ、七日後に蘇生の報を得たというもの。下二二の他田蝦夷は、冥土で炎熱の苦しみを受けたものの、それもごく軽度に緩和されて六日間を終る。その後非法利得を諭され、蘇生を得ることが許されたというもの。下二三の伴忍勝は地獄で釜茹にされる寸前、釜が割れて命捨ひしたのは写経発願の善報であり、現世に帰つて発願の実行と寺物の私用分を償へと命ぜられて蘇生したというもの、などである。このような善報のありようではあるが、四者に共通して見られるのは、悪報としての冥土での苦しみを受ける直前に救われているか、受けてもごく軽度のものでとされている点である。そして四者とも五日ないし九日後には蘇生している点でも共通する。このような地獄苦の免除、ついで蘇生という善報のありようは、前述の悪報と同様、二段構えによつてもたらされているという、

共通した構造になっていると言えよう。

つぎに、主人公の業報の締め括りとして、善報を得て蘇生した後の、それぞれの所業を順番に見てみよう。まず、中五の家長は、冥土での一連の体験を妻子に語った後、「増誓願を發」し、以後「神を祀らず。三宝に帰信」し、家を「寺と成し、仏を安き。法を修し、放生」し、「終に病無くして春秋九十余歳にして死」に、善業者として長寿を全うしたという。中十六の使用人は、妻子に冥土への連行から蘇生に至る経緯を詳しく語った後、布施することを好んだという。下二二の他田蝦夷は、冥土語りをした後、「増信心を發し、講読し供養」したという。下二三の大伴忍勝は、蘇生できたのは「斯れ乃ち願を發しし力なり。物を用ゐし災は、是れ我が招ける罪なり。地獄の咎に非ず」と親族に語ったという。

このように四者とも、なぜ冥土に落ち、そこで何を見て来たかなど、一連の経緯を具体的に語り伝えていることで共通する。このように冥土語りを終えた後、四者とも一層の善業に邁進するという構造になっている。

四、説話評語

説話集における多くの説話を見ると、最後に一話の締め括りとして、編者による批評文が付されて終るものが多い。それは説話評語とも称されているが、この『日本靈異記』もその例外ではない。と言うよりも、むしろ他の説話集に比較してそれへの力の入れようには特に強いものがある。そしてまた、それが『日本靈異記』の特徴ともなっている。そこでこの両報譚において、編者の意見の表明でもあるそれを見、本文の引用をもとに見ていきたい。

はじめに、中五では主人公の蘇生後の所業を伝えた後に、『鼻奈耶經』を引用し、そこに「迦留陀夷、昔天祀主と作り、一かしらの羊を殺ししに由り、今羅漢と作ると雖も、而も後には、怨報を婆羅門の妻に得て殺され」とし、また、『最勝王經』に「流水長者は、十千の魚を放ちぬ。魚、天上に生れ、四十千の珠を以て、現に流水長者に報

ぜり」とあるのは、「斯れを謂ふ」と結ぶ。殺生による悪報と、放生による善報がいかに確実に現われるものであるかを、わざわざ二つの経典を引いて確証立てている。

中十六では、主人公が蘇生後布施を好んだとした後に、「生を放ち命を贖ふ報は、返りて救ひ翼け、施さぬ報は、返りて飢渴せしむ。善悪の報无きに非ず。」と結ぶ。つまり、主人公に見られるように、その果報の確實なることを再確認し、強調する内容となっている。

下二二では、「誠に知る、善を作せば福来り、悪を作せば災来るといふことを。善悪の報、終に朽ち失せずして、並に二つの報を受けたたり。唯し専善を作して、悪を作すべからず。」と結ぶ。ここにも主人公の所業をふまえ、その果報は例外なく訪れることを教訓として示して結ぶが、これは『日本靈異記』の上巻の序の末文「諸悪莫作、諸善奉行」と軌を一にするものであらう。

下二三では、『大般若経』の写経を發願した善報として蘇生を許されていることをふまえ、その『大般若経』の中に、「凡そ錢一文は、二十日に至れば、一百七十四万三貫九百六十八に倍すなり。故に一文の錢を窃みて盗み用ゐること莫れ」とあるのは「其れ斯れを謂ふ」のであるとして結んでいる。

以上のように、四話とも主人公の善悪業とその果報とをなぞるように確認し、結論として、善悪の報の迅速、かつ確實に来ることを強調することで共通する。また、一部に経典を引用しての論証もみられるが、こうした一種の權威づけは、『日本靈異記』の中に多々見られるものであつて特別なことではない。

五、むすび

以上、「善悪両報譚」の構造を、説話を構成する要素の面から見て来たのであるが、その中の説話の年代や地域、あるいは説話評語などの要素においては、他の類型説話とは大きな違いはない。ただこの「善悪両報譚」に見られ

る最大の特色とすれば、善悪の両業が一話の主人公一人の所業として語られていることであろう。そしてその所業も、悪業が先にあつてあとから善業がある、という順序になつてゐること。従つて、その果報もまたそれに倣つて悪報、次いで善報の順になつてゐる。特に果報をよく見ると、悪報ではいずれも不自然な死、そして地獄に墮ちての受苦という二段階に渡つての報が見られること。これに対して善報では、地獄を目の当りにした後、まさに地獄の苦を受けんとする瞬間、その免除または緩和がはかられ、その後説諭されて蘇生を許されるという、これもまた二段階に渡つて見られるなど、両者は対応していること、などであろう。こうした同一人物による両業と両報という構造にこそ、ここに言う「善悪両報譚」の存在理由があるう。ところで、少数ながらなぜかかる説話が存在するかを考えると、その背景には編者景戒の人間観察があろう。因果応報を説く編者にとつて、善業者を主人公とする善報譚と、悪業者を主人公とする悪報譚があるものの、善悪両業を見せる現実の人間を前にした時、それに対応し得る新たなものの必要性を感じたところ、かかる「善悪両報譚」が安出され収録されたのではないかと思われる。

かくして、出来得る限りの多種多様な人間を主人公とする説話が集録されて行く過程において、善人と悪人のほかに善悪を両有する人間の存在を見出し、説話化できたことは、『日本霊異記』にとつてそれなりの成果であつたと言えよう。

注

- (1) 本稿ではテキストとして、「新編日本古典文学全集『日本霊異記』(小学館刊)」を用いた。表題および本文の引用も本書に従つた。
- (2) 寺物私用については、上二〇、中九・三二、下二六の各話にも見られる。
- (3) 死後冥界からの蘇生が見られるものに、上五・三十、中七・十九・二五、下九・二六・三十・三五・三六・三七の各話が

ある。なお、詳しくは、拙稿「日本霊異記における蘇生譚の構造」(「中村璋八博士古稀記念東洋学論集」一九九六年汲古書院刊)を参照されたい。